

議案第13号

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動

後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号並びに別表の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>） 第244条第1項の規定に基づき、人と人との交流を促進し、地域の活性化を図るため、鳥取県立倉吉未来中心（以下「倉吉未来中心」という。）を倉吉市に設置する。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 <u>知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、人と人との交流を促進し、地域の活性化を図るため、鳥取県立倉吉未来中心（以下「倉吉未来中心」という。）を倉吉市に設置する。</p>

という。)に、倉吉未来中心に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 倉吉未来中心（センターに係る部分を除く。以下この条、次条及び第6条から第11条までにおいて同じ。）の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、倉吉未来中心の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、倉吉未来中心の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）

から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 倉吉未来中心の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 倉吉未来中心の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 倉吉未来中心を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 倉吉未来中心の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又

(利用の許可)

第3条 倉吉未来中心を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、倉吉未来中心の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、倉吉未来中心の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 倉吉未来中心においては、次の行為をしてはならない。

(1) 倉吉未来中心の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、倉吉未来中心への入館を拒み、又は倉吉未来中心からの退去を命ずることができる。

(行為の制限等)

第4条 倉吉未来中心においては、次の行為をしてはならない。

(1) 倉吉未来中心の施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、倉吉未来中心の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、倉吉未来中心の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 前各号に掲げるもののほか、倉吉未来中心の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(措置命令)

第5条 知事は、倉吉未来中心の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) その他倉吉未来中心の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(管理の委託)

(利用料金)

第11条 倉吉未来中心の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 略

第7条 知事は、倉吉未来中心の管理を財団法人鳥取県文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）に委託する。

(利用料金)

第8条 倉吉未来中心の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表のとおりとし、文化振興財団の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第9条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第10条 略

別表（第8条関係）

1 施設利用料

（1）大ホール利用料

区 分		金 額			
		午前の 利用料	午後の 利用料	夜間の 利用料	全日の 利用料
平日に 利用す る場合	入場料を徴 収しないと き及び入場 料の最高額 が1,000円 以下のとき。	24,450円	48,900円	61,120円	122,250円
	入場料の最 高額が1,000 円を超え 3,000円以 下のとき。	31,780円	63,570円	79,460円	158,920円
	入場料の最 高額が3,000 円を超え 5,000円以 下のとき。	39,120円	78,240円	97,800円	195,600円
	入場料の最 高額が5,000 円を超える とき。	48,900円	97,800円	122,250円	244,500円

休日に 利用す る場合	入場料を徴 収しないと き及び入場 料の最高額 が1,000円 以下のとき。	29,340円	58,680円	73,350円	146,700円
	入場料の最 高額が1,000 円を超え 3,000円以 下のとき。	38,140円	76,280円	95,350円	190,700円
	入場料の最 高額が3,000 円を超え 5,000円以 下のとき。	46,940円	93,880円	117,360円	234,720円
	入場料の最 高額が5,000 円を超える とき。	58,680円	117,360円	146,700円	293,400円

備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいい、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、

「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。

- 3 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 4 午前零時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間に利用する場合の利用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 5 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の利用料（以下「延長利用料」という。）の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。ただし、午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 6 1階部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の3に相当する額と

する。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 小ホール利用料

ア 可動席を使用する場合

区 分		金 額			
		午前の 利用料	午後の 利用料	夜間の 利用料	全日の 利用料
平日 に利 用す る場 合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	4,890円	9,780円	12,220円	24,450円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	6,350円	12,710円	15,890円	31,780円
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	7,820円	15,640円	19,560円	39,120円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	9,780円	19,560円	24,450円	48,900円

休日 に利 用す る場 合	入場料を徴 収しないと き及び入場 料の最高額 が1,000円 以下のとき。	5,860円	11,730円	14,670円	29,340円
	入場料の最 高額が1,000 円を超え 3,000円以 下のとき。	7,620円	15,250円	19,060円	38,130円
	入場料の最 高額が3,000 円を超え 5,000円以 下のとき。	9,380円	18,770円	23,470円	46,940円
	入場料の最 高額が5,000 円を超える とき。	11,730円	23,470円	29,340円	58,680円

備考

- 1 この表において「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」、「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(1)の表備考1から3までに規定する午前、午後、夜間及び全日、平日及び休日並びに入場料をいう。
- 2 (1)の表備考4及び5の規定は、可動席を使用する場合の小ホールの利用料の額について準用する。

イ 可動席を使用しない場合

区 分	単 位	金 額
営利を目的とする場合	1時間につき	4,200円
営利を目的としない場合	1時間につき	2,100円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

(3) 楽屋等利用料

区 分	金 額			
	午前の 利用料	午後の 利用料	夜間の 利用料	全日の 利用料
第1楽屋	290円	590円	740円	1,490円
第2楽屋	280円	560円	710円	1,420円
第3楽屋	270円	540円	670円	1,350円
第4楽屋	540円	1,080円	1,350円	2,700円

第5楽屋	580円	1,160円	1,460円	2,920円
第6楽屋	570円	1,140円	1,420円	2,850円
第7楽屋	840円	1,680円	2,100円	4,200円
第8楽屋	210円	420円	530円	1,060円
第9楽屋	550円	1,110円	1,390円	2,780円
第10楽屋	550円	1,110円	1,390円	2,780円
楽屋事務室	210円	420円	530円	1,060円
スタッフルーム	310円	620円	780円	1,560円
リハーサル室	2,010円	4,020円	5,020円	10,050円
第1練習室	620円	1,250円	1,560円	3,130円
第2練習室	1,160円	2,330円	2,920円	5,840円

備考

- 1 この表において「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」とは、それぞれ(1)の表備考1に規定する午前、午後、夜間及び全日をいう。
- 2 (1)の表備考4及び5の規定は、楽屋等の利用料の額について準用する。

(4) セミナールーム等利用料

区 分		単 位	金 額
第1 セミナールーム		1時間につき	1,080円
第2 セミナールーム		1時間につき	620円
第3 セミナールーム	全室を利用する場合	1時間につき	2,550円
	2分の1室を利用する場合	1時間につき	1,270円
第4 セミナールーム		1時間につき	490円
第5 セミナールーム		1時間につき	490円
第6 セミナールーム		1時間につき	510円
第7 セミナールーム		1時間につき	710円
第8 セミナールーム		1時間につき	1,180円
第9 セミナールーム	全室を利用する場合	1時間につき	640円
	8畳間を利用する場合	1時間につき	250円
	6畳間(1)を利用する場合	1時間につき	190円
	6畳間(2)を利用する場合	1時間につき	190円
団体事務局サロン		1月1平方メートルにつき	1,330円
アトリウム		1時間1平方メートルにつき	2円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間

に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

3 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。

4 1件の利用料の額が100円未満である場合における当該利用料の額は、100円とするものとする。

5 セミナールーム及び団体事務局サロンを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

2 設備利用料

設備の価格を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。